

設置の趣旨等を記載した書類（本文）目次

I	大学院看護学研究科（博士課程）設置の趣旨及び必要性	4
1	富山県立大学の沿革	4
2	設置の必要性	4
3	教育理念、教育目標	6
4	三つのポリシー	6
II	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	8
III	教育課程の編成の考え方及び特色	9
1	教育課程の編成の考え方	9
2	教育課程の特色	11
IV	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	13
1	教育方法	13
2	履修指導	13
3	研究指導	13
4	成績評価	18
5	修了要件	18
6	博士課程の修了及び学位の授与	18
7	学位論文の公表方法	18
V	基礎となる博士前期課程との関係	20
1	本研究科博士前期課程	20
2	本研究科博士前期課程と博士後期課程の関係	20
VI	「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	21
1	第14条項適用の必要性	21
2	修業年限	21
3	履修指導及び研究指導の方法	21
4	授業の実施方法	21
5	教員の負担の程度	21
6	図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮	21
7	事務局の対応	22

VII 長期履修制度（大学院設置基準第 15 条）	23
1 趣旨	23
2 長期履修制度の修業年限	23
3 履修指導、研究指導の方法	23
4 授業の実施方法	23
VIII 取得可能な資格	23
IX 入学者選抜の概要	24
1 入学者受入の方針	24
2 アドミッション・ポリシー	24
3 出願資格	24
4 募集人員	25
5 選抜方法	25
6 入学者選抜体制	25
X 教員組織の編成の考え方及び特色	26
1 編成の考え方及び特色	26
2 教員の年齢構成	26
XI 施設・設備等の整備計画	27
1 校地等の整備	27
2 校舎等施設の整備計画	27
3 図書館の資料及び図書館の整備計画	28
XII 管理運営	30
1 管理運営の考え方	30
2 主な管理運営組織	30
XIII 自己点検・評価	32
1 基本方針	32
2 実施体制	32
3 実施方法	32
4 評価項目	32

XIV	情報の公表	34
1	教育研究に関する情報の公表に係る基本方針	34
2	公表する情報	34
XV	教育内容等の改善のための組織的な研修等	36
1	学生による授業評価	36
2	FD研修会	36
3	SD研修会	37
4	他大学等との連携	37
5	教員の教育研究意欲向上の仕組づくり	37

I 大学院看護学研究科（博士課程）設置の趣旨及び必要性

1 富山県立大学の沿革

富山県立大学は、平成2年4月、日本海側の有数の工業県である富山県において、工学部の設置により、頭脳集積及び高度な技術者養成を図り、また本県の地域振興の原動力としての期待や県民の生涯学習に対する多様な要請に応えるため、日本海側初めての工学系公立大学として開設した。

以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、地域産業の振興に大きな役割を果たしてきた。平成6年4月には大学院工学研究科を設置、平成27年4月には、組織や業務の公共性や公益性を確保しながら、自主性や自律性を高め、地域社会や時代の要請に柔軟に対応できる大学運営を図ることを目的に、大学の設置者を富山県から公立大学法人富山県立大学に変更した。

また、少子高齢化の進展、医療技術の高度化・専門化、医療提供の場の多様化などにより、看護職者への期待と需要が高まる状況において、富山県においても4年制看護系大学への進学者が増加の傾向にあったが、県内の4年制看護系大学は一校のみであったため、富山県の看護系高等教育機関の整備・充実への要望が高まり、平成31年4月に本学に看護学部看護学科を開設した。その後、県内の医療関係団体、医療施設から、より高度な看護人材および保健師・助産師育成の要請があり、富山県の保健医療の充実に資することを目的に、令和5年4月に大学院看護学研究科（修士課程）および専攻科（公衆衛生看護学・助産学）を設置した。さらに、令和6年4月には、デジタル化の急速な進展に対応した人材の育成を強化するため情報工学部を開設する。

2 設置の必要性

(1) 富山県の保健医療福祉の課題

富山県の人口は平成11（1999）年から減少に転じる中、高齢者人口（65歳以上）は徐々に増加し、令和3（2021）年には65歳以上人口の割合（高齢化率）は33.1%と全国平均の28.9%を上回り、また、高齢者のうち半数以上が75歳以上であり、全国より早いペースで高齢化が進んでいる。今後も人口減少に伴い高齢化率は上昇し続け、令和22（2040）年には、高齢化率は38.8%に上昇すると予想されている。それに伴い、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加することも予想されている。さらに、日本における生活習慣病の増加は、医療や介護の需要増大、医療費の増大につながることでより財政的にも大きな課題となっているが、富山県における生活習慣病（悪性新生物、脳血管疾患、心疾患）の死亡率はいずれも全国平均を上回っており、脳血管疾患や心疾患の原因となる糖尿病の死亡率も全国に比し、高い状況が続いている。その一方、令和4年度の出生率は人口千対6.0と全国平均の6.3を下回り少子化も進んでいる。このような人口構成や健康の特性を背景に、富山県の保健医療福祉においては、健康づくりの支援・生活習慣病予防の推進・認知症対策・地域における子育て支援など様々な課題が山積している。

現在、このような状況を踏まえ、包括的なケアシステムの構築が進められているが、さらなる推進のためには、新しい潮流であるデジタル・トランスフォーメーションの考えを取り入れ、地域や社会の多様な健康課題に対応する新しいケアの創成が求められる。看護職は「医療」と「生活」の視点を

もつ専門職として、多元的・多角的視点から地域や社会の保健医療福祉の課題を把握し、その課題解決に向け、根拠となるデータに基づき、必要なケアを創出し、構築していく能力が必要となる。

(2) 富山県の保健医療福祉の課題解決に向けた人材の育成

富山県立大学大学院看護学研究科（修士課程）においては、問題意識を持ち論理的・科学的に分析する能力や地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて主体的に取り組む能力を育成しており、富山県における保健医療福祉の現状と課題についても講義やディスカッションをもとに、富山県の特徴や強みを生かした課題解決の方法を探求している。

課題解決の最終地点は、エビデンスに基づき解決のために必要な看護ケアを日常の保健医療福祉の実践に組み込んでいくことである。そのためには、保健医療福祉の臨床で日々蓄積されているリアルワールドデータを科学的に分析し、根拠を明確にすること、そしてその根拠に基づき必要なケアを創出し、実践の場に構築していくための学修が必要となる。修士課程で培った能力を基盤に、博士後期課程において、地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向け必要なケアを科学的思考に基づき考究し、自立して研究を遂行する能力を有する人材を育成することが必須である。

①看護実践の指導者の育成

新しい治療法や医療技術に対応する新しいケアの創出や、地域や社会の課題に対応するためのケアの創出は、そのケアの実践を評価することで、看護の質を保証し、臨床の看護の発展に繋げていくことができる。このように研究成果を臨床の看護実践に定着させていくには、臨床におけるケア創出から実践、評価という一連の研究活動を推進し、研究成果を看護実践に還元することを強力に指導・牽引できる人材の育成が必要である。

②看護学教育・研究者の育成

地域や社会の保健医療福祉の課題解決のためのケア創出、構築を教授するには、高度な専門的知識と看護実践力および教育力・研究力を有する大学教員の確保が求められる。また、新たな時代に対応する看護人材育成のための教育方法の開発や、看護の質の向上にむけたエビデンスの構築は看護学教育・研究者の重要な役割となる。富山県においては、看護系大学大学院博士課程の教育は、国立大学一校のみの設置であり、大学教員の確保は、県外の看護系大学院に頼らざるを得ない状況にある。そのため、富山県に密着した看護系高等教育基盤の整備を図り、富山県内において優れた看護学教育・研究者を育成していくことが喫緊の課題である。

(3) 関係団体からの要望

本学の設置者である富山県知事に対し、令和6年2月に富山県医師会、富山県公的病院長協議会及び富山県看護協会から、「富山県立大学大学院看護学研究科に新たに博士課程を設置し、ケア創出のための研究、そしてその研究成果を看護実践に牽引することができる人材を育成することが不可欠」と、本学への看護学研究科博士課程設置の要望がなされている。

【資料1 富山県立大学大学院看護学研究科博士課程設置の要望書（令和6年2月）】

(4) 博士課程の設置

以上のことから、修士課程で培った能力を基盤に、保健医療福祉の臨床で日々蓄積されているデータを科学的に分析・考究しながら、根拠に基づいた必要なケアを創出・評価し、その研究成果を実践の場に構築していくことのできる看護人材を育成するために、令和7年4月に本学大学院看護学研究科に新たに博士課程を設置することが必要不可欠と考えている。

また、本県においては、看護系大学大学院博士課程は、国立大学一校のみであることから、本学に博士課程を設置することは、地域に密着した看護系高等教育基盤の整備を図るとともに、富山県内において次代の優れた看護学教育者・研究者の確保につながることとなり、本学の使命にも大いに寄与すると考えている。

3 教育理念、教育目標

(1) 看護学研究科博士課程の教育理念

大学院看護学研究科（修士課程）では、看護職者としての倫理観と広い視野を持ち、高度な専門知識と研究能力を備え、看護の課題を科学的に探究し、地域や社会の発展に寄与できる看護教育・研究者および看護実践の指導者を育成することを目的としている。この修士課程で培った能力をもとに更に博士課程で発展させることにしている。

博士課程の教育理念は、看護学の専門領域に関する教育・研究を自立して行い、多元的・多角的視点から、地域や社会の保健医療福祉のニーズに対応し、看護学を発展・牽引する高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成することとしている。

(2) 養成する人材像（教育目標）

博士課程の養成する人材像（教育目標）は次の3つである。

- 1 看護職者としての倫理観と多元的・多角的視点、高度な専門知識と研究能力を有し、地域や社会における多様なニーズに対応するため、科学的に課題解決する能力がある人材を育成する。
- 2 看護現象に焦点をあて、地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて必要な看護ケアを科学的思考に基づき考究し、研究成果に基づき看護実践を牽引する人材を育成する。
- 3 科学的課題解決能力・自立的な研究能力を有し、地域や社会の発展に寄与できる看護教育・研究者および看護実践の指導者を育成する。

4 三つのポリシー

博士課程の教育理念・目的及び養成する人材像（教育目標）を踏まえ、中央教育審議会大学分科会大学教育部会（平成28年3月31日）が示した『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施方針』（カリキュラム・ポリシー）、及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（以下「三つのポリシー」という。）に基づき、本博士

後期課程の三つのポリシーを策定した。

特に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、一体性・整合性に留意した。アドミッション・ポリシーについては、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえ、入学者に求める資質・能力を策定した。

【資料2 養成する人材像と3つのポリシーの関係】

(1) ディプロマ・ポリシー

- 1 多元的・多角的視点から地域や社会の保健医療福祉の課題を把握し、必要なケアを創出するためのデータに基づく科学的方法論を修得している。
- 2 地域や社会の保健医療福祉の課題解決のために、必要な看護ケアを実践の場に定着させるための方法論を修得している。
- 3 地域や社会に寄与する看護ケア創成のために、科学的思考に基づき自立して研究・教育を遂行する能力を修得している。

(2) カリキュラム・ポリシー

- 1 広い視野と論理的思考力により看護を科学的に探求する能力を育む。
- 2 地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向け、データに基づく科学的方法を活用する能力を培う。
- 3 地域や社会に寄与する看護ケア創成のためにステークホルダーと協働しながら、自立して研究を遂行する能力を培う。

(3) アドミッション・ポリシー

- 1 看護に関する高度な知識と実践能力を有する人
- 2 看護学の教育・研究に深い関心と本質を探究する論理的思考力を持ち、看護研究に関する基礎的能力を有する人
- 3 地域や社会の保健医療福祉における多様な課題解決に向けて主体的に取り組む意欲のある人

II 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科博士課程は、本研究科修士課程を踏まえ設置するものであり、修士課程は、これにあわせ看護学研究科修士課程を博士前期課程に変更し、前期・後期区分制の博士課程とする。(以下、修士課程は博士前期課程と記載する)

研究科名は「看護学研究科」、専攻名は「看護学専攻」、課程名は「博士後期課程」、学位の名称は「博士(看護学)」とする。

なお、「看護学」の英語表記は「Nursing Science」とする。

大学院名	富山県立大学大学院	Toyama Prefectural University Graduate School
研究科名	看護学研究科	Graduate School of Nursing
専攻名	看護学専攻	Course of Nursing
課程名	博士後期課程	Doctoral Course
位名称	博士(看護学)	Doctor of Philosophy in Nursing Science

Ⅲ 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成の考え方

富山県立大学大学院看護学研究科博士後期課程では、「ケア創成看護学」の領域を設置する。博士前期課程では、看護の実践を通して、地域や社会の発展に寄与できる高度で専門的な人材を育成することを目的とし、5つの専門分野および専門看護師コースにおいて地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向け、主体的に取り組む姿勢と科学的に解決する能力を育成している。多様化・複雑化する地域や社会の保健医療福祉の課題解決においては、専門分野に限定するのではなく、地域包括ケアや多職種連携など横断的な看護実践が必要である。横断的な看護実践においては看護自体の多様性を理解し看護を総合的にとらえた上で、様々な立場から考えることができる多角的視点や、課題を構成する要因の関係性や階層性を系統的に捉える多元的視点から、地域や社会の課題を把握することが重要となる。その上で、科学的・客観的な情報やデータを用いた科学的思考に基づき、課題解決に向けた看護ケアを創出していく能力が求められる。

以上のことより、本研究科博士後期課程では、博士前期課程で育んだ専門性と学識を深化させ、看護学の専門領域に関する教育・研究を自立して行い、地域や社会の保健医療福祉のニーズに対応してケアを創成し、看護学を発展・牽引する高度な研究能力および豊かな学識を備えた人材を養成することとする。また、これらを通して、科学的課題解決能力・自立的研究能力を有し、地域や社会の発展に寄与できる看護教育・研究者および看護実践の指導者を育成することを目指す。

育成する人材像を踏まえ、本研究科博士後期課程修了時までには学生が身につけるべき資質・能力の目標3つをディプロマ・ポリシーとして策定した。次に、このディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定した。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに示す学生が身につけるべき資質・能力を修得させるため、カリキュラムの編成方針を定め、教育課程の編成、学修方法、学修成果の評価の在り方を示した。カリキュラムポリシー策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一体性・整合性に留意した。そして、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえ、入学者に求める資質・能力を、アドミッション・ポリシーとして策定した。以上、策定したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（3つのポリシー。以下同じ。）に基づき、本研究科は、体系的で組織的な教育を実施していくこととする。

【資料2 養成する人材像と3つのポリシーの関係（再掲）】

(1) ディプロマ・ポリシー（再掲）

ディプロマ・ポリシーを次のとおり策定し、本研究科修了時に学生が身につけるべき資質・能力を示す。

富山県立大学大学院看護学研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修了し、以下の能力を身につけた者に「博士（看護学）」の学位を授与する。

1. 多元的・多角的視点から地域や社会の保健医療福祉の課題を把握し、必要なケアを創出するた

めのデータに基づく科学的方法論を修得している。

2. 地域や社会の保健医療福祉の課題解決のために、必要な看護ケアを実践の場に定着させるための方法論を修得している。
3. 地域や社会に寄与する看護ケア創成のために、科学的思考に基づき自立して研究・教育を遂行する能力を修得している。

(2) カリキュラム・ポリシー（再掲）

ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力を修得させるためのカリキュラムの編成方針、教育課程の編成、学修方法、学修成果の評価の在り方を示すカリキュラム・ポリシーを次のとおり策定する。

【カリキュラムの編成方針】

1. 広い視野と論理的思考力により看護を科学的に探求する能力を育む。
2. 地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向け、データに基づく科学的方法を活用する能力を培う。
3. 地域や社会に寄与する看護ケア創成のためにステークホルダーと協働しながら、自立して研究を遂行する能力を培う。

【教育課程の編成】

「基礎科目」は、多面的・多角的な広い視野と論理的思考力により看護を科学的に探究する能力を培うための必修・選択科目を設置している。「専門科目」は、地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向け、データに基づく科学的方法を理解し、データ分析に基づく看護ケアの探究、看護ケアを実践の場に定着させるための方法を探究するという、ケア創成のプロセスに基づき順序性を考慮した3科目（6単位）を配置している。「研究科目」では、地域や社会の保健医療福祉の課題を解決するために自立して研究を遂行できる能力を培うため、「看護科学特別研究（6単位）」を配置している。

【学修方法】

学生が自らの学修過程に主体的に取り組む姿勢と思考の深化を育成するために、プレゼンテーションや討議を中心とする学修方法とする。

【学修成果の評価】

学修成果の評価は、客観的評価基準に基づいて行う。さらに、学位論文は、博士論文審査基準に基づき、総合的に判断し評価を行う。

なお、本研究科の教育課程におけるカリキュラム・ポリシーと授業科目の対応関係については、【資料3-1 カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーと授業科目の関係、資料3-2 カリキュラム・マップ】のとおりである。

(3) アドミッション・ポリシー（再掲）

アドミッション・ポリシー（AP）を次のとおり策定する。

アドミッション・ポリシー（AP）は、博士後期課程の入学希望者に対し求める学力を示している。本学、大学院看護学研究科博士後期課程のカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を経て、ディプロマ・ポリシーに記載する資質・能力を修得するには、AP1～3を前提とする。

富山県立大学看護学研究科博士後期課程では、科学的課題解決能力・自立的研究能力を有し、地域や社会の発展に寄与できる看護教育・研究者および看護実践の指導者を育成することを目指している。このため、本研究科博士後期課程の入学者には、看護師資格を有する次の素養をもった人物を求める。

1. 看護に関する高度な知識と実践能力を有する人
2. 看護学の教育・研究に深い関心と本質を探究する論理的思考力を持ち、看護研究に関する基礎的能力を有する人
3. 地域や社会の保健医療福祉における多様な課題解決に向けて主体的に取り組む意欲のある人

2 教育課程の特色

本研究科の教育理念は、「看護職者としての倫理観と広い視野を持ち、高度な専門知識と研究能力を備え、看護の課題を科学的に探究し、地域や社会の発展に寄与できる看護教育・研究者および看護実践の指導者を育成する」ことである。

この教育理念と、中央教育審議会大学分委会「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」(平成 27年9月)の提言を踏まえ、前述の教育目標に掲げる看護人材の育成を目指す。

(1) 基礎科目

多元的・多角的な広い視野と論理的思考力により看護を科学的に探究する能力を培うため3科目を設置している。そのうち、看護現象を本質的に理解し、科学的思考に基づき考究していく能力を修得する「看護学研究特講」は必修科目である。「ケアシステム特講」と「グローバルヘルスト講」の2科目は選択科目であり、いずれも、地域や社会の保健医療福祉の課題を多元的・多角的な視点で分析・理解する能力を修得する科目である。

(2) 専門科目

地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向け、データに基づく科学的方法を理解し、データ分析に基づく看護ケアの探究、看護ケアを実践の場に定着させるための方法を探究するという、ケア創成のプロセスに基づき順序性を考慮した3科目（6単位）を必修とする。専門科目の構成は論理的な看護現象の分析とケアの構築過程を重視し、従来の専門分野別ではなく横断的総合的に看護をとらえなおすことが

できる科目の構成としている。

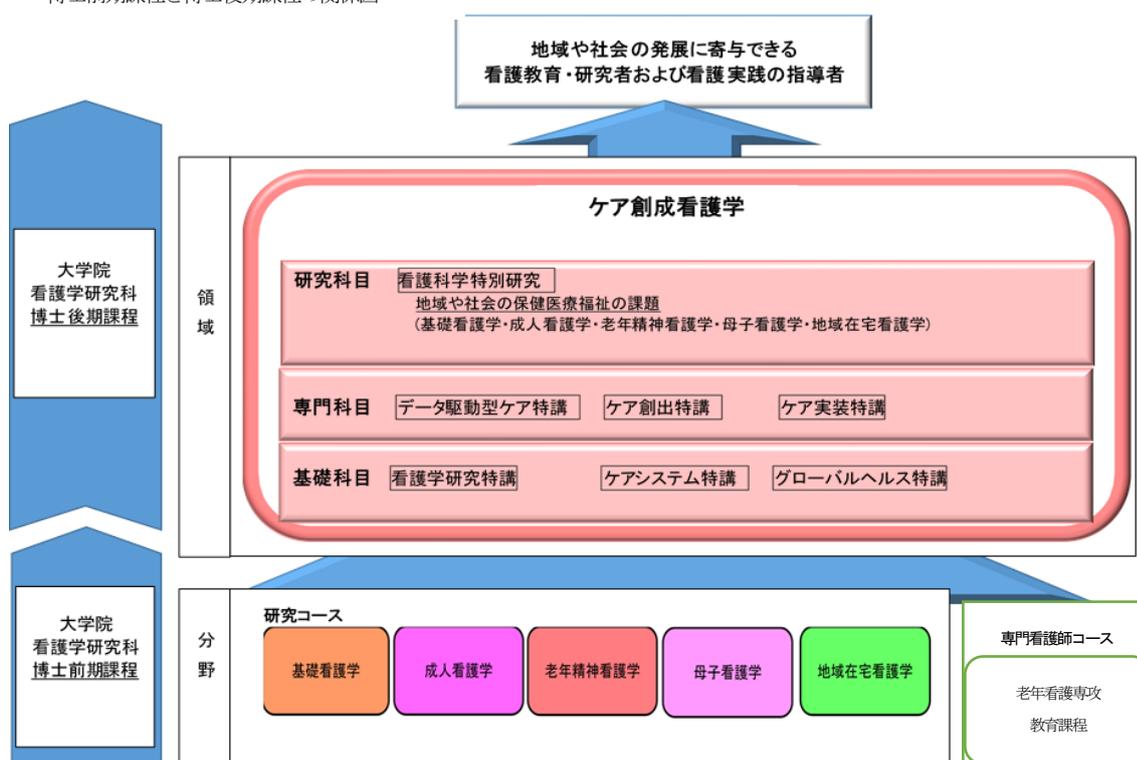
- ①「データ駆動型ケア特講」では、保健医療福祉の臨床に蓄積されたデータの活用方法や必要とするデータの測定・収集方法など、データの分析に基づき解決方法を見出すデータ駆動型アプローチの概念を理解し、地域や社会の保健医療福祉の課題に応じたデータの捉え方やその収集方法・分析方法を学修する。
- ②「ケア創出特講」では、看護現象に関する定性的データ・定量的データの分析結果に基づき、地域や社会の保健医療福祉の課題解決のために、必要な看護実践や教育プログラムの開発およびパラダイムシフトにより新しいケアを探究する能力を培う。
- ③「ケア実装特講」では、地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向け、必要とする新しいケアを適用し、定着させるために理論的背景を踏まえ、組織や地域などステークホルダーと協働しなら構築していく能力を培う。

(3) 研究科目

地域や社会の保健医療福祉の課題を解決するために自立して研究を遂行できる能力を培うため、「看護科学特別研究（6単位）」を必修とする。専門科目で看護を総合的にとらえなおす視点を養ったうえで、現実の課題解決のために専門分野での研究を行う。

地域や社会の保健医療福祉に関する問題意識をもとに、それぞれの看護専門分野の視点から課題解決に向けて、看護ケアを創成するための研究に取り組む。この過程を通して、研究プロセスを自立して遂行する能力を修得する。

博士前期課程と博士後期課程の関係図



IV 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1 教育方法

ケア創成看護学は、社会の課題を様々な立場やその課題を構成する要因の関係性や階層性を系統的に捉えることができる多元的・多角的視点を有し、地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて、看護ケアを創成するための科学的方法の理解と、実践における定着のための方法論について教育・研究する能力を育成することを目的としており、その目的に資する能力を修得するための教育課程が編成されている。

授業は、博士課程においては、自ら学ぶ姿勢で、専門性を深化させつつ、課題解決のための研究方法及び能力を培うことが求められ、学生が主体的、積極的に授業に参加し、客観性と論理的思考能力を高めるために、講義・演習にケースメソッド、グループディスカッション、プレゼンテーションなどの手法を取り入れる。

講義及び演習科目は、学生が短期間に集中して学修できるよう、1学年を2学期とする Semester 制により実施する。

2 履修指導

入学時及び各年次において学生に対して教育課程、履修登録、進路、学生生活、施設利用等のカリキュラムガイダンスやオリエンテーションなどを実施する。具体的には、全科目についてシラバスを作成し、授業の内容や評価方法を明示するとともに、履修モデルを提示する。主指導教員が責任を持って履修の指導にあたる。

【資料4 履修モデル】

入学から修了までの履修指導の概要は、次のとおりである。

(1) 履修・主指導教員の決定

指導教員の決定は、学生が適切な教育・指導が受けられるよう、修学目的を考慮して行う。選択分野及び主指導教員の決定は、本学看護学研究科委員会において承認を得ることとする。

(2) 履修計画の指導

入学時ガイダンスにおいて、博士課程における履修方法、科目概要等の説明を実施する。主指導教員は、研究に直接必要となる科目や高度専門職業人として必要な学力を涵養する科目など個々の学生に適した科目が履修できるよう指導・助言する。

学生は個々の修学課題によって、必要に応じて主指導教員以外の教員の指導を受けることができる。

3 研究指導

(1) 研究指導体制

研究指導の充実を図るため、複数の教員による研究指導を行う。指導体制及び各教員の役割については以下の通りとする。

1) 研究指導に関わる教員の構成と決定

- ① 研究指導に関わる教員の構成は、各資格を持つ主指導教員1名、各以上の資格を持つ副指導教員1～2名とする。
- ② 主指導教員は、入学願書出願時に学生が希望教員を選択し、入学後に本学看護学研究科委員会で決定する。なお、主指導教員が指導する学生数については、十分な研究指導が可能なことを考慮する。
- ③ 副指導教員は、入学後、主指導教員が学生と相談の上、選出し、本学看護学研究科委員会で決定する。

2) 主指導教員の役割

- ① 主指導教員は、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために研究指導計画書を作成し、担当学生の研究課題の決定、研究計画書の作成、研究の遂行、博士論文作成、論文審査等において具体的な指導を行う。
- ② 主指導教員は、研究指導スケジュールを参考に、担当学生の研究進捗状況に応じて、研究計画発表会開催の要請、「人を対象とする研究」倫理審査部会への審査申請、中間報告会開催の要請を行う。

3) 副指導教員の役割

副指導教員は、研究計画、倫理審査申請書の作成、研究遂行、学位論文作成等において、主指導教員と協力して学生の研究指導を補助的に行う。

(2) 審査体制

- ① 学生の研究成果を取りまとめた博士論文を審査するため、看護学研究科委員会は、学生ごとに主査1名及び副査2名からなる「論文審査会」メンバーを選定し、学生に通知する。
- ② 主査は主指導教員以外の各教員とし、主査及び副査の内2名以上は各教員、2名以上は教授から選抜き厳密性を確保する。ただし、主指導教員は副査になることはできる。
- ③ 看護学研究科委員会が必要と認めたときは、他大学大学院の専任教員等を副査とすることができる。この場合、当該学位論文の分野の研究実績を有し、かつ博士課程の研究指導教員の資格を有する者とする。ただし、学位論文審査申請者と利害関係にある者は除く。

(3) 研究指導スケジュール

入学してから博士論文の作成に至る研究指導は、次のスケジュールで行う。なお、大学のホームページにて教員の研究分野、連絡先（メールアドレス等）を公開し、随時入学前相談が受けられるように配慮する。

【資料5 研究指導スケジュール】

1) 研究課題の提出及び主指導教員の決定（1年次前期）

学生は、研究課題を提出し、希望する教員を申請する。

学生の申請に基づき、研究課題に対する指導が可能な各資格を持つ主指導教員を看護学研究科委員会で決定する。

2) 研究計画書の作成（1年次前期～1年次後期）

学生は、主指導教員の指導・助言を受けながら、研究課題についての具体的な研究計画書を作成する。

主指導教員は、必要に応じて看護学研究科委員会に研究課題の内容を報告し、助言を受けることができる。

なお、研究計画書に基づく研究を開始する前に、必要に応じて倫理的側面から本学「人を対象とする研究」倫理審査部会の審査を受けることとし、主指導教員が当該審査の申請をする。

3) 倫理的配慮に関わる指導

本博士後期課程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）」に沿って、学生に定期的な研究倫理教育を実施する。これらの研究倫理教育・研修により、責任ある研究行動をとるために必要な知識及び態度を維持・向上させ、不正行為を未然に防止する。

主指導教員及び副指導教員は、各学生の研究遂行過程において、各研究段階に生じやすい倫理的問題を示し、問題の未然防止に向けた指導を行う。さらに、主指導教員及び副指導教員は、研究者としての規律に従い学生の模範となるよう自ら行動を示し、学生が自己の行動規準を明確に、それを確立して自律的に行動できるよう指導する。また、研究計画書に記述した事項を遵守し、研究を遂行するよう学生を指導する。

①人を対象とした研究の指導

学生は、研究計画書審査に合格後、主指導教員の承認の下、富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程、及び「富山県立大学研究倫理委員会規程」に基づき研究倫理委員会による研究倫理審査を受ける必要がある。

人を対象に研究を行う学生に対しては、教員は、研究への協力者の人権を尊重し、個人情報に配慮する必要性を指導する。

学生は、富山県立大学研究倫理委員会規程に従い、研究倫理審査申請書に研究題目、研究目的、研究

予定期間、研究の概要、実施場所に加えて、倫理的配慮（人権の擁護、同意を得る方法、不利益及び危険性の予測、判断の乏しい対象者への対処、個人情報保護）、インフォームド・コンセントの受領及び研究成果の公表等の内容を記載した研究計画書を添えて研究倫理審査を受ける。主指導教員は、学生の研究計画の進行状況、研究対象者に対する倫理的配慮の理解状況を十分に把握し、それらに応じた指導を行う。

【資料6 富山県立大学研究倫理委員会規程】

【資料7 富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程】

② e-learning 講座等の活用による研究倫理に関する自己学習の奨励

学生は、「看護学研究特講」の授業科目の履修により研究成果を産出する過程において必要となる倫理的知識・技術・態度を学習する。

また、研究倫理 e ラーニングコース (eLearning Course on Research Ethics) [eL CoRE] の受講も必修義務としている。

4) 研究計画発表会（1年次前期～1年次後期）

看護学研究科委員会は、学生が作成した研究計画を発表し、参加者より今後の研究のための多くの意見や示唆をもらう公開の研究計画発表会を開催する。研究計画発表会は学生の研究計画書作成の進捗状況を踏まえ、主指導教員が随時開催を要請する。

5) 研究の遂行（1年次前期～3年次後期）

学生は、研究計画に基づき研究を遂行する。

6) 副指導教員の決定（1年次後期）

看護学研究科委員会で1～2名の副指導教員を決定する。副指導教員は合以上の教員とする。また、2名の場合、そのうち1名は学部外、学外教員でも可能とする。

7) 中間報告会（2年次前期～2年次後期）

看護学研究科委員会は、学生のそれまでの研究成果の発表の場として、公開の中間報告会を開催する。中間報告会の開催は、学生の研究進捗状況を踏まえ、主指導教員が随時開催を要請する。主指導教員及び副指導教員は、発表内容にかかる問題点等を指摘・確認し、課題解決方法等について助言する。

8) 博士論文の作成及び指導（1年次前期～3年次後期）

学生は、研究成果を基に博士論文の作成を開始し、中間報告会での質疑、指摘等を踏まえ、研究を遂行し、分析結果を博士論文にまとめる。主指導教員及び副指導教員は、学生の博士論文作成について、論文の全体構成、資料・データの分析・整理法、図表の作成など、論文作成までの指導を行う。

9) 主査・副査の決定（3年次後期）

学生の研究成果を取りまとめた博士論文を審査するため、看護学研究科委員会は、学生ごとに主査1人及び副査2人からなる「論文審査会」メンバーを選定し、学生に通知する。主査は主指導教員以外の各教員とし、主査及び副査の内2名以上は各教員、2名以上は教授から選抜し厳密性を確保する。ただし、主指導教員は副査になることはできる。

10) 予備審査（3年次後期）

論文審査会は、博士論文提出に先立ち予備審査を行う。予備審査は、学位論文と学位論文要旨ならびに学位論文に関する副論文1編を提出するものとする。副論文のテーマは主論文のテーマと関連するもので、博士後期課程入学後に学術誌（査読付き）に第一著者として掲載されたものに限る。但し、論文の種類は原著に限定しない。なお、副論文が公開に至っていない場合は採択されていることがわかる証明書（採択証明書）を添付することでも可とする。

また、学位論文予備審査は、学生が学位論文の内容についてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行う。審査委員は学位論文審査基準により審査を行い、加筆・修正が必要な内容を学生に指摘する。論文審査会は、論文が学位論文として審査に値するか否かを判定し、予備審査結果を研究科委員会に諮り承認を得る。

11) 博士論文の提出（3年次後期）

学生は、博士論文を所定の期日までに提出する。

12) 公開發表会（3年次後期）

看護学研究科委員会は、博士論文に係る研究発表の場として、本審査前に公開發表会を開催する。

主査及び副査は、研究内容が博士論文としてのレベルにあるか評価し、質疑を行う。審査の透明性と公平性を担保することを目的とし、本学教員、博士課程在学者及び博士課程入学予定者が参加する公開發表会とする。また、主・副指導教員は公開發表会で指摘された事項について、学生への助言・指導を行う。学生は、主・副指導教員のもとで、指摘事項等を解決し、博士論文の完成度を高める。

13) 最終論文の提出と本審査（最終試験）（3年次後期）

学生は、公開發表会で指摘された事項を修正した博士論文、学位論文用紙、副論文（採択証明書でも可）を提出する。

本審査を最終試験とし、学生から提出された博士論文は本審査において、下記審査基準に照らし、論文としての水準や倫理的側面等から審査を行い、学生には、口頭試問を行い、論文の可否を決定する。主査及び副査は、審査の結果を看護学研究科委員会に報告する。

<看護科学特別研究博士論文の審査基準>

- 1) 論文の意義
 - ・地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けた重要なテーマである。
 - ・独自性がある。
 - ・新たな知見がある。
- 2) 倫理的配慮
 - ・看護研究における倫理指針を遵守している。
 - ・本学の研究倫理委員会の承認を得ている。
- 3) 論文内容
 - ・研究背景から研究の意義・目的が明確に論述されている。
 - ・研究目的を達成するために適切な研究デザインを用いている。
 - ・考察は結果に基づいており、論旨の飛躍がない。
 - ・研究意義・目的から考察まで論理的一貫性がある。

14) 研究科委員会による博士論文の合否判定（3年次2月）

看護学研究科委員会は、個々の論文に対して、論文審査会による本審査結果に基づき合否を判定する。

4 成績評価

学修の成果及び論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては客観性及び厳格性を確保することとし、成績評価基準についてシラバスに明示するとともに、明示した成績評価基準に従って厳格な成績評価を実施する。

5 修了要件

本博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し、16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。

6 博士後期課程の修了及び学位の授与

学長は、看護学研究科委員会の判定結果に基づき、学生の博士後期課程の修了を認定し、博士（看護学）の学位を授与する。

7 学位論文の公表方法

文部科学省令学位規則第8条に従って学位論文の要旨および審査結果の要旨を本学ホームページにおいて公表し、第三者の閲覧を可能にする。

博士（看護学）の学位を授与された学生は、原則として学位を授与された日から 1 年以内に関連分野の学術雑誌に原著論文として投稿する。ただし、学位が授与される以前に公開している場合は、この限りではない。

V 基礎となる博士前期課程との関係

1 本研究科博士前期課程

本研究科博士前期課程の教育理念は、「看護職者としての倫理観と広い視野を持ち、高度な看護実践能力を備え、看護の課題を科学的に探究し、地域や社会の発展に寄与できる人材を育成する。また、これらを通して将来の看護学研究者の基盤となる能力を持つ人材を育成する」である。

この理念を基に本研究科博士前期課程の教育課程には、「研究コース」と富山県の現状や医療現場のニーズを踏まえた老年看護の高度実践看護師教育課程である「専門看護師コース」の2つのコースを設けている。

「研究コース」は、基礎的な研究能力及び教育力を有する看護職者を育成、「専門看護師コース」は、老年看護学を専門分野とし、複雑な健康問題を有する患者に卓越したケアを提供するとともに、施設全体や地域の看護の質の向上に努める専門看護師を育成している。

2 本研究科博士前期課程と博士後期課程の関係

本研究科博士前期課程は、「基礎看護学」「成人看護学」「老年精神看護学」「母子看護学」「地域在宅看護学」の5つの看護専門分野（専門看護師コースの「老年看護」含む）で構成されており、博士前期課程では、問題意識を持ち論理的・科学的に分析する能力や地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて主体的に取り組む能力を育成している。

この博士前期課程の上位に位置する博士後期課程は、地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向け必要なケアを科学的思考に基づき考究し、自立して研究を遂行する能力を育成することを目指しており、これは、博士前期課程の5分野に共通する概念として重視してきた「看護の課題を科学的に探究」することを発展・深化させ、「看護の課題解決に向け必要なケアを創出し、実装すること」を意図するものである。

【資料8 博士前期課程と博士後期課程の関係図】

VI 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

1 第14条項適用の必要性

社会人のキャリア教育及び生涯学習ニーズに応え、仕事を持つ社会人の学生(以下、「社会人学生」という。)などが勤務を継続しながら、大学院(博士後期課程)で学修することができる環境を提供するため、本研究科において大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。

学生は、学士課程を卒業後又は修士課程を修了後、医療機関等において一定期間の実務経験を経た後、大学院(博士後期課程)に入学し、看護の専門性を深めていくというニーズを持っている。また、看護職のキャリアを重ねながら学び続けることや、経済的にも就業により給与を得ながら学びたいという看護職も多い。

このような看護職が就業しながら学ぶことができる環境を整備する必要がある。

2 修業年限

修業年限は3年とする。ただし、長期履修制度を利用する場合にはこの限りではない。

3 履修指導及び研究指導の方法

通常の学生と同様、学生を担当する主指導教員を決定する。

主指導教員は、履修科目及び研究活動全般について、学生の相談に応じ、学修及び研究の進行に必要な指導を行う。

4 授業の実施方法

社会人学生への便宜を図るため、授業は、必要に応じて昼夜間に重複して開講する。夜間においては、平日の午後6時以降(11・12時限目、13・14時限目)に授業を行う外、土曜日及び夏季休暇等の長期休暇期間を利用した集中講義を併せて行うなど、昼間の時間帯若しくは夜間の時間帯の履修で博士後期課程が修了できるようにする。

また、履修計画の作成にあたっては、履修モデルを示すとともに、研究指導の際は、個々の社会人学生の事情と主指導教員の負担を配慮した指導時間を設定する。

【(再掲)資料4 履修モデル】

5 教員の負担の程度

本研究科の専任教員は全員学部教育も担当するため、既設学部及び博士前期課程のカリキュラム運営の見直しや担当時間数の調整を行い、過度の負担にならないように留意する。

6 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮

図書館は平日午前8時半から午後7時(期末試験期間は午後8時)まで、土曜日午前9時から午後4時まで開館しており、将来的には開館時間の延長も検討することとしている。院生研究室には無線LANを

設置し洗面台等を備え、午前0時までの利用を認める。

7 事務局の対応

社会人学生からの各種届出や相談等に対応するため、夜間・休日における受付体制を整備する。

VII 長期履修制度（大学院設置基準第15条）

1 趣旨

本研究科博士後期課程では、多様な人材を幅広く受け入れることとしており、社会人学生等3年の標準修業年限内での修学があらかじめ困難であることが見込まれる学生に対して、標準修業年限を超えて一定の延長期間を加えた期間での、計画的な教育課程の履修を認め、課程の修了を可能とし、社会人学生の積極的な受け入れを図ることを目的に「長期履修制度」を実施する。

2 長期履修制度の修業年限

学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限では博士後期課程の教育課程の履修が困難な場合、当該学生が修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する旨を原則として入学時に申し出た時は、その計画的履修を認めることとする。長期履修の期間は、 Semester 単位で認定することとし、2 Semester までの延長を認める。

3 履修指導、研究指導の方法

通常の学生と同様、学生を担当する主指導教員を決定する。

主指導教員は、入学時に当該学生に対して履修方法、研究指導方法等に関する相談指導を行い、履修期間の設定に係る助言を行う。また、主指導教員は、学生が認められた履修期間内で修了できるよう、計画的な授業科目の修得、あるいは研究活動の適正な進行について相談・助言を行う。授業料は、学生の負担軽減を図る観点から、長期履修が認められた場合には、標準修業年限分の授業料に相当する額を一定の期間で分割にて納入することとする。

4 授業の実施方法

長期履修学生のための授業は特段設けないが、定められた修業年限の中で順序だてて履修できよう必要な履修指導、相談を行う。

VIII 取得可能な資格

本研究科を修了すると「博士（看護学）」の学位を取得できる。

Ⅸ 入学者選抜の概要

1 入学者受入の方針

本研究科博士後期課程の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、策定したアドミッション・ポリシーに基づき、看護に関する高度な知識と実践能力を有する学生を幅広く受け入れる。看護師資格を有し、修士の学位をもつものと同程度の学力があると認められる場合には出願資格を与える。

また、公平かつ透明性のある選抜方法を実施し、博士後期課程で教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた人材を受け入れる。

2 アドミッションポリシー

- 1 看護に関する高度な知識と実践能力を有する人 (AP1)
- 2 看護学の教育・研究に深い関心と本質を探究する論理的思考力を持ち、看護研究に関する基礎的能力を有する人 (AP2)
- 3 地域や社会の保健医療福祉における多様な課題解決に向けて主体的に取り組む意欲のある人 (AP3)

3 出願資格

本研究科博士後期課程の出願資格は、入学年度の4月1日において、看護師資格を有し、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。また、修士の学位を有さない看護職等の社会人に対しても、個別の入学資格審査を行い、修士の資格を有すると同等以上の学力があると認められる場合は、出願することを認めることとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同程度の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) その他に、学長が修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

4 募集人員

本研究科博士後期課程において募集する人数は、2人とする。

5 選抜方法

アドミッション・ポリシーに基づき、選抜試験は、①「英語」の「学力試験」、②これまでの研究内容及び入学後の研究計画並びに看護学の専門性、研究に関する関心・研究能力についての「口述試験」を実施し、総合的に判断する。

AP1「看護に関する高度な知識と実践能力を有する人」は、これまでの研究内容及び入学後の研究計画並びに看護学の専門性、研究に関する関心・研究能力についての「口述試験」で評価する。

AP2「看護学の教育・研究に深い関心と本質を探究する論理的思考力を持ち、看護研究に関する基礎的能力を有する人」は、「学力試験（英語）」、これまでの研究内容及び入学後の研究計画並びに看護学の専門性、研究に関する関心・研究能力についての「口述試験」で評価する。

AP3「地域や社会の保健医療福祉における多様な課題解決に向けて主体的に取り組む意欲のある人」は、「研究計画」の質疑応答によるこれまでの研究内容及び入学後の研究計画並びに看護学の専門性、研究に関する関心・研究能力についての「口述試験」で評価する。

6 入学者選抜体制

看護学研究科長を中心とした責任ある執行体制を構築し、その指揮のもと、学内の関係教職員による看護学研究科入試・学生募集委員会を組織し、入学試験の企画検討を行う。入学試験の日程については、初年度は、12月頃に実施予定とし、次年度以降については、他大学の動向も鑑みながら1回又は2回の実施予定とする。

また、入学試験業務を担当するすべての教職員に対し、明確なマニュアルを示すとともに、十分な研修会や説明会を実施し、入学試験の適切、円滑な実施を図る。

【資料9 富山県立大学大学院看護学研究科入試・学生募集委員会規程】

X 教員組織の編成の考え方及び特色

1 編成の考え方及び特色

本研究科博士後期課程は、看護学専攻であり、看護学の専門領域に関する教育・研究を自立して行い、多角的・多角的視点から、地域や社会の保健医療福祉のニーズに対応し、看護学を発展・牽引する高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成することを目的とし、看護学研究科博士前期課程を基盤にしていることから、専任教員 15 名は、本学大学院研究科博士前期課程の教育経験を有し、全員が博士の学位を有している。それぞれの分野における大学院での教育研究歴は十分にあり、修士課程及び博士前期課程修了者の博士後期課程における指導教員としてふさわしい能力を有している。

2 教員の年齢構成

職位別には、専任教授 10 名、専任准教授 5 名で、開設時の職位別の年齢構成については、教授は 50 歳代 4 名、60 歳代 6 名、准教授は 30 歳代 1 名、40 歳代 3 名、60 歳代 1 名で全体の年齢と職位のバランスが取れている。

本学の教職員就業規則（資料 10）では教員の定年は満 65 歳と定められており、完成年度までに定年を超える教員は 1 名である。そのため、本研究科の教育・研究指導に支障がないよう、完成年度まで教員の定年の特例を適用することとしている（資料 11）。

【資料 10 公立大学法人富山県立大学教職員就業規則】

【資料 11 公立大学法人富山県立大学教員の定年の特例に関する規程】

【表 専任教員の開設時の年齢構成】

職位	～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～65 歳	計
教授			4	6	10
准教授	1	3		1	5
合計	1	3	4	7	15

また、博士後期課程の完成年度以降に定年を迎える教員の後任人事は、教育研究の継続性を担保するため早期から退職教員の担当科目を担える実績のある教員の獲得に努める。また、博士後期課程の基礎となる看護学部および博士前期課程の教育を担う教員のうち 11 名が看護学、保健学または医学の博士の学位取得者であり、他にも他大学の博士後期課程に在学しながら研究実績を積み上げている教員も 10 名以上いることから、段階を追って本学研究科博士後期課程の教育を担えるように育成し、教育研究の質の維持と担保を図ることとしている。

XI 施設・設備等の整備計画

公立大学法人富山県立大学は、法人本部と工学部を置く射水キャンパス（富山県射水市）と看護学部を置く富山キャンパス（富山県富山市）の2つのキャンパスを有している。

本研究科博士後期課程は富山キャンパスに設置する。富山キャンパスは平成31年4月に看護学部設立のため開設され、本学の設立団体である富山県と土地及び校舎の賃貸借契約を締結している。

1 校地等の整備

富山キャンパスは、県庁所在地である富山市に位置し、都市機能へのアクセスに恵まれているとともに、最先端医療を提供する富山県立中央病院に隣接していることから、学修及び実習環境が整っている。通学時間と通学経路については、富山駅からバスで20分程度、電車及び徒歩で20分程度、車で10分程度である。

富山キャンパスの中央部（屋外）には、学生の交流・活動・休憩スペースとなるキャンパスストリートを整備している。また、エントランス棟は、明るく開放的で居心地のよいオープンラウンジとした他、教育棟の各階にラウンジスペースを配置し、ゆとりをもった学生生活を送ることができる。

2 校舎等施設

本研究科においては、講義室や実習室・教員研究室・図書館等の施設を基礎学部となる看護学部と共用する。校舎は教育棟、研究棟、図書館棟、エントランス棟の4棟に分かれており、建物の延床面積は、14,721 m²である。

本研究科修士課程の設置に伴い令和4年度に研究棟1階を改修し、院生室5室（各約30 m²）を新たに設置した。また、院生用のデータ分析室を設置した。博士後期課程は、この院生室5室を博士前期課程と共用により使用する。院生室には机、書棚、打合せテーブル等を整備し、学生が学修と研究に集中できる環境を整える。講義室には、可動の机、椅子、ホワイトボード、プロジェクター等の設備を用意する。加えて、ネットワーク環境を整備することによりインターネットの利用が可能とする。また、院生が使用できるデータ分析室においては、データ分析ソフトを用いて各種分析を行うことができるよう整備する。

【資料12 院生室見取図】

また、教育棟には120名を収容できる大講義室及び中講義室（計4室）やグループに分かれて受講する小講義室、講義室（計5室）、演習室（12室）など、様々な講義形態に対応できるよう設けており講義室は十分に確保されている。さらには、基礎看護学実習室、成人・老年看護学実習室、在宅・地域看護学実習室、助産学実習室、小児・母性看護学実習室、老年・精神・在宅看護学実習室があり、機器・備品等の設備は看護学部開設時から十分に整備しており、本研究科の教育・研究に関しても支障なく運用できる。

なお、教育棟の施設・設備については、共用する看護学部と重複しないよう配慮する。

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書館施設の整備計画、規模

本学は、射水キャンパス及び富山キャンパスそれぞれに図書館（射水館、富山館）を設置している。射水館では、一般教養及び工学系を中心とした図書が整備してあり、富山館では看護系図書を中心として整備している。検索システム等の使用によりキャンパスの資料取り寄せが可能としており、相互利用は容易となっている。

富山館は、床面積1,015 m²に約48,200冊収容の書架（閉架書架を含む）を設置し、80席の閲覧席を整備するほか、視聴覚資料閲覧ブース・検索用端末各4席、アクティブラーニングスペース60席、ブラウジングコーナー25席を設ける。アクティブラーニングスペースには、学生の主体的な学修の場として可動機、壁面ホワイトボード等を備えたグループワークスペースを設けている。アクティブラーニングスペースや図書館内の交流スペースでは無線LANを開通し、学生がパソコンを持ち込み学修することができる。

(2) 図書の整備計画

令和5年5月現在、富山館では、20,322冊（うち和書20,212冊、洋書110冊）の一般教養図書や専門書・資料、視聴覚資料（365点）、専門雑誌（122種）、電子ブック（88点）を所蔵している。看護に関する主な学術雑誌としては、「看護技術」、「NURSING RESEARCH」等がある。

なお、インターネットを通じて利用できるデータベース契約数は「Web of Science」「医中誌WEB」「PubMed」「PsycINFO」「Cochrane Library」をはじめ8件、電子ジャーナル配信サイト契約数に関しては、「南江堂オンラインジャーナル」、「メディカルファインダー」、「メディカルオンライン」、「CINAHL」の4件、外国雑誌配信サイト個別契約数に関しては、「Springer Link」「Wiley Online Library」「Advances in Nursing Science」など6件を整備している。

（富山県立大学附属図書館富山館 HP：<https://www.pu-toyama.ac.jp/library/toyama/index.html>）

大学院博士後期課程開設後も計画的に整備していく予定である。

(3) 図書館サービス

① 図書館運営

図書館司書は、射水館と同じく外部へ委託する。図書の貸出業務や窓口対応のほか、本の発注や蔵書点検、他の図書館との相互貸出業務等を行う。

図書館の開館時間は、平日午前8時半から午後7時（学部及び博士前期課程の期末試験期間は午後8時）、土曜日午前9時から午後4時であるが、随時、利用者アンケートを通じて開館時間の延長も検討する。

また、社会人を含めた本研究科の多様な学生の利便性に配慮するため、以下のことに取り組んでいる。

ア 蔵書等の貸出しに関しては、研究室を単位とし、研究室に所属している学生が他の学生の分

もまとめて貸出しを受ける団体貸出制度を設けている。返却については、時間外でも返却できるブックポストを設置している。

イ 文献検索・閲覧に関しては、院生研究室には無線LANを設置し、午前0時までの利用を認め、図書館の閉館後も大学内であれば検索・閲覧可能な電子コンテンツを備えている（検索：CINAHL, PsycINFO, Cochrane Library 等、閲覧可能なジャーナル：Springer Link Journal, Wiley Online Library 等）。さらに、24時間、自宅からも検索・閲覧可能な電子コンテンツを多数備えている（検索：医中誌WEB、閲覧可能なジャーナル：Web of Science, メディカルオンライン, メディカルファインダー等）。

② 検索システム

蔵書の整理及び検索システムについては、コンピュータの利用者端末(OPAC)を使用し、両キャンパスが所蔵している本を相互に検索することができる。また、本学ホームページを通してWeb上で検索することができ、図書館外からもアクセス可能である。

③ 他図書館との協力

富山県立大学附属図書館と富山県図書館協会で協定が締結されており県内の図書館と相互貸借が可能である。また、他の大学図書館との連携としては、ILL（図書館相互貸借）を通じ、文献の相互貸借、文献複写を行っており、利便性を確保している。

XII 管理運営

1 管理運営の考え方

本学では、大学の管理運営及び各部署の連絡調整を行い、全学的な教育研究に関する重要事項を審議するために「教育研究審議会」を設置し、定例として毎月一回開催している。また、本学大学院看護学研究科委員会を設置し、本研究科の教育研究に関する重要事項を審議するとともに、入学試験・学生募集、教務、学生支援を所管する委員会を設置し、既存組織と連携しながら、本研究科の管理運営体制を構築する。なお、看護学部はじめ既存の管理運営組織と情報や業務を共有することにより、教員の負担の軽減を努めるものとする。

【資料 13 富山県立大学教育研究審議会規程】

2 主な管理運営組織

(1) 教育研究審議会

教育研究審議会の構成員は学長、副学長、工学部長、看護学部長、工学研究科長、看護学研究科長、学生部長、入試・学生募集部長、附属施設の長、事務局長等であり、議長は学長が務めている。なお、必要に応じて、他の教職員の出席を求めることができることとしている。

看護学研究科長及び本研究科の教員も当該審議会の委員として大学の管理運営や意思決定等に参画している。

なお、教育研究審議会の審議事項は、次のとおりである。

- ・ 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- ・ 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- ・ 学則その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ・ 教員の人事に関する事項
- ・ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ・ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ・ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ・ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項等

(2) 研究科委員会

研究科単位（工学研究科、看護学研究科）で「研究科委員会」を設置している。各研究科の専任教員をもって組織し、研究科長がその委員会の運営にあたり、必要に応じて学長、副学長及び学部長を加えることができることとする。

各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べることとしている。（富山県立大学大学院研究科委員会規程参照）

- ・ 学生の入学及び課程の修了に関すること。

- 学位の授与に関すること。
- 教育課程の編成に関すること。
- 学生の懲戒に関すること。
- 前2号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(3) 委員会

入学試験・学生募集、教務の各業務について、本研究科に委員会を設置するとともに、学生支援業務については、既存委員会に本研究科専任教員が参画する。

【(再掲) 資料9 富山県立大学大学院看護学研究科入試・学生募集委員会規程】

【資料14 富山県立大学大学院看護学研究科教務委員会規程】

【資料15 富山県立大学学生委員会規程】

XIII 自己点検・評価

1 基本方針

本学では平成2年4月の開学以来、本学学則第3条及び大学院学則第2条（富山県立大学大学院学則（改正案）参照）に則り、教育研究上の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら不断に点検及び評価を行い、その結果を大学運営に活かすとともに、教育研究水準の向上を図っている。

また、令和5年度に、認証評価機関である（一財）大学教育質保証・評価センターが行う認証評価を受審している。今後、認証評価の結果が確定次第ホームページに公表する。引き続き定期的に自己評価を実施するとともに、次回は、令和12年度に認証評価を受審する予定としている。

2 実施体制

本学では、大学改革・評価委員会を設置し、大学改革、自己点検・評価、認証評価を実施している。また、富山県の附属機関として県内外の学識経験者で構成される富山県公立大学法人評価委員会が設置されており、本学で行った自己点検・評価はこの評価委員会の法人評価を受け、公表されている。本研究科もこの全学的な実施体制に参画している。

【資料16 富山県立大学改革・評価委員会規程】

3 実施方法

自己点検評価の実施にあたっては、改革・評価委員会を中心に、各委員会等を含めた学内全体で実務を行うとともに、教育研究審議会での審議を経て、理事会・経営審議会にも諮っている。このスキームに本研究科も参加している。

また、地方独立行政法人法に基づき策定した中期計画を達成するため、年度ごとに年度計画を策定・実施し、前述の富山県公立大学法人評価委員会の法人評価を受けており、第1期中期目標期間である平成27年度から令和2年度の6年間について、目標・計画は十分に達成することができているとの評価を得ている。

自己点検評価、認証評価及び法人評価の結果は、当該委員会等の責任者または担当者へそれぞれフィードバックし、次期目標設定、活動計画などに反映しており、こうした評価の結果と改善への取組状況は、ホームページで公表している。

本研究科でもそれぞれの評価結果を教職員にフィードバックし、今後の継続的な改善に役立てるとともに、ホームページへの掲載を通じて広く公表し、地域社会の理解を得ている。このような結果を積極的に社会に公表し、大学としての説明責任を果たすことで、管理運営方法等を継続的に改善し、より高い教育研究水準に到達できるよう努力している。

4 評価項目

大学院に求められる学校教育法や大学・大学院設置基準等の法令要件が遵守されているかどうかの評

価に加え、本研究科の基本理念・目的・教育目標を達成するためにどのような取組みを行い、それがどの程度達成されているかという観点から評価を行っている。具体的な項目については、認証評価機関の定める項目に準じて設定する。

XIV 情報の公表

1 教育研究に関する情報の公表に係る基本方針

本学では、公立の教育機関として社会や地域に対する説明責任を重視し、大学の活動全般に関する情報を積極的に提供している。そのため、学校教育法関係法令に基づく教育研究活動等の情報、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報や、地方独立行政法人法に基づく業務の内容及び中期目標について、本学のホームページ (<http://www.pu-toyama.ac.jp/>) や刊行物等により広く情報を公表している。

2 公表する情報

上記の基本方針に基づき、本学では次以下の情報について公表している。本研究科においても同様に、以下に関する情報を本学のホームページで順次公表している。

- 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 教育研究上の目的を掲載
<http://www.pu-toyama.ac.jp/about/publication/objectives/>
- 教育研究上の基本組織に関すること
 - 基本組織の組織図を掲載
<http://www.pu-toyama.ac.jp/about/outline/organization/>
- 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 教員情報（教員組織、教員数及び教員が有する学位・業績）を掲載
http://www.pu-toyama.ac.jp/about/publication/staff_profile/
- 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - アドミッションポリシー、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、学生数及び進路別卒業生数を掲載
http://www.pu-toyama.ac.jp/about/publication/student_data/
- 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 授業科目の名称、授業の方法・内容・年間計画、年間行事・学年暦、教育理念、学修・教育目標、教育課程等の説明を掲載
<http://www.pu-toyama.ac.jp/about/publication/classes/>
- 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - 成績評価、卒業・修了要件、修得可能な学位及び履修の手引きを掲載
<http://www.pu-toyama.ac.jp/about/publication/evaluation/>
- 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 交通案内、キャンパスの概要、周辺情報、学生会・サークル活動及びサークル紹介の情報を掲載
http://www.pu-toyama.ac.jp/about/publication/school_environment/

- 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 入学前に必要な費用（入学検査料・入学料）、入学後に必要な費用（授業料、その他の費用）及び授業料免除・奨学金の情報を掲載
<http://www.pu-toyama.ac.jp/about/publication/fees/>
- 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 学生の修学支援（学修に資する施設（附属施設）、教員のサポート、各種手続・証明書発行、進路選択に関する支援（キャリアセンター）、心身の健康に関する支援（健康管理・相談）、留学生に関する支援（募集に関する情報・相談窓口）及び障害者に関する支援（相談窓口）の情報を掲載
http://www.pu-toyama.ac.jp/about/publication/student_support/
- その他
- 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
<http://www.pu-toyama.ac.jp/about/policy/>
- 学則等各種規程
http://www.pu-toyama.ac.jp/about/public_info/regulations/
- 設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書
http://www.pu-toyama.ac.jp/about/public_info/establishment/
- 法人評価、認証評価、自己点検評価、外部評価の結果・報告書
http://www.pu-toyama.ac.jp/about/public_info/evaluation/

XV 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1 学生による授業評価

授業内容や授業方法の改善を図るため、学生への授業アンケートを実施し、その結果を活用し、授業内容の改善と教員の教育力の向上を図る。

2 FD研修会

本学では、学部ごとに所属の全教員を対象としたFD研修会を毎年開催しており、積極的に授業内容や方法の改善に取り組み、教育の質向上を図ってきた。具体的には、下記の内容について進行中である。

- ・ 能動的な学修方略と評価に関するFD：アクティブラーニング、反転授業、e-learning、ルーブリック評価等
- ・ ユマニチュードに関するFD：ユマニチュードの哲学、ケア技法、教育方法等
- ・ 研究内容の充実に関するFD：計画書立案、研究倫理、英語論文の作成、発表原稿や資料の作成等

<看護学部FD研修会 開催状況>

開催期間	内容	備考
【令和3年度】 6月28日～ 9月6日	ユマニチュード：個人研修 (立つ・歩く) (認知症の人への援助技術)	テキスト・オリジナル e-learning 教材により実施
9月7日～9日	ユマニチュード：講座単位研修 (立つ・歩く)	オンラインによる質疑応答
5月11日～ 令和4年3月31日	医学書院主催『2021 カリキュラム編成 セミナー』第1回～第5回聴講	オンライン受講
【令和4年度】 8月29日～ 8月30日	ユマニチュード：集合研修 (患者役を交代し技術のポイントを身につける)	技術研修
6月9日～ 令和5年3月31日	科研費申請支援動画講座	オンライン受講
【令和5年度】 7月1日～ 令和6年3月31日	科研費申請支援動画講座	オンライン受講
12月1日	学生の主体性を育むシミュレーション 教育の設計	講演
2月19日	学生の主体的な学びに向けたアクティ ブ・ラーニングの展開	講演

本研究科においても、全教員を対象としたFD研修会を毎年開催し、大学院教育を取り巻く状況や課題等の共通認識を持つとともに、学修効果の高い取組事例の紹介や教育改善の好事例の報告などの積極的な情報共有により、教育課程の質の向上を図っている。

3 SD研修会

本学では、全教職員を対象としたSD研修会を毎年開催しており、本研究科の全教職員についても、SD研修会を毎年開催し、大学院の管理運営や教育研究支援に必要な知識等を身につけ、能力及び資質の向上を図るとともに、大学院の教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るための最新情報の共有に努めている。

具体的には、①教育理念・教育課程の理解及び共有のためのSD、②学生理解を深めるためのSD、③授業評価及び成績評価に関するSD、④研究活動の向上(外部資金の獲得、産官学連携研究の状況等)を目指したSD等を予定している。

<SD研修会 近年の開催状況>

開催年月	内 容	備考
令和3年9月	公立大学改革を進めるための教職協働	オンライン講演
令和4年9月	裁量労働制について	オンライン講演
令和5年9月	大学における知的財産	

4 他大学等との連携

本学の教職員は、県内7機関(富山大学、高岡法科大学、富山国際大学、富山短期大学、富山福祉短期大学、富山高等専門学校、富山県立大学)で構成する大学コンソーシアム富山が主催する、FD&SD研修会に毎年参加している。他大学との連携によって、授業内容や教育方法の改善・向上、職員の業務改善・サービス向上に資するとともに、高等教育機関相互の教育研究等の連携や地域課題への取り組み等を推進している。

5 教員の教育研究意欲向上の仕組づくり

教員の資質向上のため、教育、研究、地域貢献、大学運営、キャリア形成支援等の分野ごとに各教員の活動実績(大学貢献度)を学長が毎年総合的に評価し、これに基づき教育研究費の一部を学長裁量経費として傾斜配分する評価制度を採用しており、同様の仕組みを本研究科でも行う。

また、若手研究者の育成や、学科等の枠を超えた学内共同研究の取り組みについても学長裁量経費等を活用し、積極的な支援を行っている。